

外部評価結果に係る対応方針(出資法人等協働評価専門部会)

		Check	Action	
件名/担当統括官		外部評価 (評価項目:市の施策との関わりについて)	対応方針	方法、スケジュール等
平成 27 年度	芸術文化の振興について 一般財団法人北上市文化創造 まちづくり部長	<p>ア. 市の施策と法人の設立目的、活動内容は適切な方向性にあるか。 △</p> <p>①-1 市の施策を受け止めるため法人の設立目的に沿った活動を展開している。 ①-2 管理運営にかかる協定には、市の教育機関が児童生徒等に実演芸術に触れさせる機会を用意するなどの環境づくりの観点に弱さが窺える。 ①-3 さくらホールを拠点として各種芸術文化活動の情報発信を行う、という市の施策に合致した活動が行われている。 ①-4 北上市総合計画においては地域の特色ある芸術文化に気軽にふれあう機会を充実させると記載されているだけである。より質の高い芸術機会の提供に一層力を入れるべきではないか。</p>	<p>①-1 ご指摘のとおり、法人の設立目的に沿って、毎年度事業計画を立てて活動を展開していると考えます。 ①-2 協定には記載はありませんが、財団の自主事業として、毎年「青少年鑑賞事業」を実施し、児童生徒等にワークショップ等の体験を含んだ実演芸術に触れさせる機会を用意しています。 ①-3 市の施策に合致した活動が行われています。 ①-4 質の高い芸術機会の提供については明文化しておりませんが、総合計画で目指すものを市と法人で共有する機会を持っており、すでに国内外で活躍する芸術家による創造性豊かな公演と、評価や注目度が高い公演については継続して実施し、誰もが身近に鑑賞できる機会を提供し、鑑賞公演に付随したレクチャーを実施し、芸術文化への理解を深める機会を提供しています。</p>	<p>・協定書の中に次の事項を記載することとします。「児童生徒等に実演芸術(ワークショップ等)に触れさせる機会を用意すること。市の芸術文化の中心施設として役割を果たすべく事業企画を行うこと。」 ・北上市総合計画の中に「総合計画で目指すものを市と法人で共有する機会を持っており」と盛り込むこととします。</p>
		<p>イ. 市の期待する成果を十分に上げることが見込めるか。 ○</p> <p>②-1 財団の取組は評価すべきものである。 ②-2 市の期待する成果を十分にあげており、これからも期待できるものと考えられる。 ②-3 経営計画では、人材育成型事業、創造型公演事業、普及参加型公演事業、児童対象公演事業の本数を増やすとともに、各事業に対する顧客満足度を高めるという、意欲的な経営計画を策定しており、これが実現するならば、市の期待に十分応える成果を上げること見込まれる。</p>	<p>②-1 ご指摘のとおり、財団は、毎年度事業計画に沿って適切な取組を行っていると考えます。 ②-2 ご指摘のとおり、財団は、指定管理者業務仕様書で市が求めている質の高い芸術の鑑賞や住民自らの創造的活動への支援などについて、民間的経営感覚を十分に発揮しています。 ②-3 ご指摘のとおり、意欲的な経営計画や事業計画を的確に且つ適切に実現していくことで、市の期待に応える成果を上げることができると考えます。</p>	なし。
		<p>ウ. 市の財政的・人的関与状況は適切か。 △</p> <p>③-1 市民の満足度は高く、市の関与も概ね適切と考える。 ③-2 市の財政的関与の状況は適切と言えるが、指定管理者制度にもとづく管理者の選定ということであれば、その制度の趣旨を踏まえ、さらに法人の裁量を生かした関与の仕方が望まれる。 ③-3 東北の中核的文化会館となりうる潜在力があると考えられる。もう一段の飛躍には財政的積み増しや、専門人材の追加的登用が必要と考える。(手法として期限付き外部プロデューサーなどの起用なども考えられる。プロジェクトによっては、補助対象化も可能。) ③-4 市は、常勤役員全員を市のOBとし、財団職員の給与を市職員の80%とするなど、財団に対して財政的・人的に過剰な関与をしていると思われる。むしろ、市が設定した目標の実現方法は、財団の裁量に委ねた方が、より良い成果が期待できるのではないか。</p>	<p>③-1 ご指摘のとおり、市民の満足度は高く、市の関与も概ね適切と考えます。 ③-2 すでに月1回の合同会議の場で市と指定管理者との間での連絡を密にし、運営上の問題について早期解決を図るなど、適切な関わりを実践しているものと考えます。 ③-3 現在も国や県等の補助金も活用しながら財団の自主事業を行っており、平成27年度は開館から初めての年間利用者数が30万人を突破するなど利用者数も確実に増加しています。また他市町村の公共ホールとの共同事業としてアウトリーチ事業も先進的に行うなど、中核的存在として活発な事業計画を行っており、今後も同規模の活動を維持できるよう連携してまいります。 ③-4 常勤役員以外の理事4人及び評議員10人は民間人であるほか、運営についても財団の裁量に委ねているように過剰な関与は行っておらず、指摘は当たらないと考えます。また、指定管理協定においても、利用料金の使途について、不足財源に充てることを可とする項目を加えるなど、裁量の範囲は広がっています。不足財源の具体的としては、運営費補助金で不足する人件費分や緊急の修繕費などがあり、安心して利用しやすい環境整備を財団の判断で実現出来ているものと考えます。</p>	なし。
		<p>エ. 市の方針によらない場合に、市民が不利益を被るか。 ○</p> <p>④-1 市民に提供される芸術文化の質・量は大きく、現状の方針が変わることになれば市民の不利益は大きい。 ④-2 さくらホールを拠点として各種芸術文化活動の情報発信を行うという市の方針が実現されない場合は、市民は高い芸術の鑑賞や創造の機会が損なわれる恐れがあり、不利益を被ると考えられる。 ④-3 財団の取組が損なわれた場合には市民の不利益はあると考えられる。 ④-4 計画的事業執行は必要だが、一方では自主事業などにおいて時代即応性が求められ、市の方針によらない場合もあるがその場合でも市民に不利益は生じない。</p>	<p>共通 ご指摘のとおり、すでに法人は施設の特性を十二分に活かしながら適切な運営や経営を行っていると考えております。今後も市民の芸術文化環境の提供に貢献していると考えておりますので引き続きの取り組みを期待しております。</p>	なし。
		<p>オ. 施策の実現のために、または、施策の転換等があった場合について、市は適切な対応を行っているか。 △</p> <p>⑤-1 市の法人の活動環境を保つための対応は適切と言えるが、施設の質と法人の能力をさらに引き出すことにより、市民の文化環境の一層の向上を図り、芸術文化都市北上として県の中核的拠点としての地位をたかめることが可能であり、市はその実現に向けた施策の展開が期待される。 ⑤-2 北上市総合計画では、さくらホールの役割・機能について簡潔に触れているが、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定等の状況を踏まえて、具体的施策の検討を進める必要がある。 ⑤-3 さくらホールというあれだけの素晴らしい施設を整備する一方、市の総合計画での位置づけが不明であり、市の対応を評価することは困難である。 ⑤-4 固有職員の長期化と待遇の固定化は、確実にモチベーションが低下し、会館の活力を低下させる。この対策は考えておくべきである。</p>	<p>⑤-1 ご指摘のとおり、芸術文化活動の中核的拠点としての地位を高めるため、地域に捉われず近隣市町を含めた広域の芸術文化環境を生かした取り組みを展開していきます。また市外の大学・高校の芸術文化活動を実現できる施設として周知活動を行います。 ⑤-2 平成27年度に開館から初めての年間利用者数が30万人を突破するなど、利用者数も確実に増加していることから「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の趣旨である劇場等の活性化が推進出来ていると捉えています。また、これまでも法人は施設の特性を十二分に活かしながら適切な運営・経営を行っており、市民の芸術文化環境の提供に貢献していると考えます。 ⑤-3 すでに市の総合計画の位置づけとしては「芸術文化活動の支援としてさくらホールを拠点とする芸術文化活動の情報発信」を行うことを明文化しております。その上で、さくらホールは多くの市民に利用されており、利用者数も確実に増加していることから芸術文化活動の情報発信拠点として役割を果たしていると考えます。 ⑤-4 ご指摘のような事象が想定されたことから、平成27年度において、職員の賞与支給規定を設けて、勤務条件の明確化を図り、事業の業績により支給される業績賞与を規定するなどの対策を既にしております。そのような観点から、今後も頑張ることが賞与に反映されるような仕組みによりモチベーションの向上を目指しています。</p>	<p>市では新たに「大学生等芸術文化活動合宿事業費補助金」を今年度から創設し、さくらホールを芸術文化活動の中核的拠点としての地位を高めるため、地域に捉われず近隣市町を含めた広域の芸術文化環境を生かした取り組みを展開する予定です。また市外の大学・高校の芸術文化活動を実現できる施設として全国に周知活動を行ってまいります。</p>
総括評価		<p>①-1 文化芸術振興基本法(平成13年12月7日)にもとづく文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針 平成27年5月22日)が閣議決定され「文化芸術立国」へ向け様々な施策が出されている。また、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年)同指針が25年に出版され、公立文化ホールを取り巻く国の法環境が激変してきている。社会状況の変化とともにこうした中での新たな対応が求められている。当該団体は、そうした対応については、かなり研究され、少ない人員と財政の中で、管理運営がなされており評価が高い団体と言える。</p> <p>①-2 法人は施設の特性を十二分に活かしながら適切な運営・経営を行っており、市民の芸術文化環境の提供に貢献していると判断できる。一方で、充実した芸術文化活動が北上のまちづくりの特性・顔となることが期待されるが、そのためにも施設と法人の取り組みがより多くの市民の日常に浸透するようさらなる取り組みを期待する。</p> <p>①-3 さくらホールの指定管理者として財団の活動を高く評価したい。しかし、その一方、財団の活動は、さくらホール内での質の高い芸術の市民への提供に留まらず、文化の面からの地域振興も期待されており、その能力もあると考える。そのためには、さくらホールの運営だけでなく北上市の文化芸術を創造していくという本来の趣旨に立ち返って、もっと多面的な面を展開することが必要ではないか。定款を変更し、文化の面から中心市街地の活性化のために活動することも期待したい。</p> <p>①-4 当財団は、市の設立趣旨に応えて意欲的な活動を展開していると評価できる。むしろ、北上市が、財団に自由な裁量権を与える方向で、関与のあり方を再検討することにより、一層創造的な活動が可能になると考える。</p>		